

# 千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会

## 会 議 録

平成22年度 第2回

### 議題

- (1) 杉田建材株式会社の産業廃棄物最終処分場(安定型)  
変更計画について
- (2) 有限会社柏廃材処理センターの焼却施設の状況に  
ついて
- (3) その他

## 平成22年度 第2回 廃棄物処理施設設置等専門委員会 会議録

### 1 日 時

平成22年8月10日（火） 14:00から17:00

### 2 場 所

千葉県文書館6階多目的ホール

### 3 出席者

委員会：委員7名

事務局：伊藤環境対策監、松澤次長

廃棄物指導課：半田課長、工藤副課長、大竹室長、笹川主幹、  
山村副主幹、強口副主幹、三ヶ島副主幹、  
渡邊副主幹、渡邊副主査、泉水副主査  
川瀬主任技師、赤坂主任技師、森主任技師、  
真田技師

環境政策課：玉沢副主査

環境研究センター：佐藤上席研究員、大石研究員、渡辺研究員

### 4 議 事

- (1) 杉田建材株式会社の産業廃棄物最終処分場（安定型）変更計画について
- (2) 有限会社柏廃材処理センターの焼却施設の状況について
- (3) その他

### 5 資 料

#### (1) 事務局配付資料

会議次第、出席者名簿、席次表、千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会運営要領、杉田建材(株)の産業廃棄物最終処分場（安定型）変更計画について（市町村意見、専門委員からの意見等について、生活環境保全上の意見に対する事業者回答書、千葉県が行った水質検査報告書）

#### (2) 事業者説明資料

- ・計画概要説明書（杉田建材株式会社）

## 6 議事質疑等記録

### (1) 杉田建材株式会社の産業廃棄物最終処分場（安定型）変更計画について

〔事業者説明後〕

委員：まず、専門外でございますが、今堰堤の表層の崩れのところでご説明頂いていました芝生の補修とか緑化土のう、というお話だったんですが、初めて見るものですからよく分かりませんが、この A3 のご説明いただいた 7 ページのこの断面図を拝見しますと、この表面仕上げは吹付芝というふうに書いてあるんですけども、これはどういう段階、いくつかの段階がございますでしょうか。表面の芝を張っていく段階のですね、芝張りの段階で、こういう緑化土のうをするとか、この吹付芝というのは修復？の段階というふうに考えてよろしいですか。

事業者：処分場としてえん堤というところは、最終仕上げとして張り芝だとか芝をまきまします。丁度写真なんか載っておりますが、これはただ切土をただけで補修とかしていない部分であります。通常、どちらかというと丁度 5 ページ目の写真のですね、道路がある左側のような処理、緑の感じのような仕上げになります。

委員：それが最終仕上げということですか。

事業者：はい。処分場の堰堤として。その右側にありますのが先ほど言ったように砂利採取跡地として砂利を取った後になりますので、処分場のエリアではないです。

委員：では 7 ページの C-C' 断面というのはどのように理解したらよろしいですか。この 1 : 1.8 の勾配で吹付芝が表面に。これは標準仕様ではないんですか。

事業者：標準仕様としては、この芝生の吹き付けということが標準仕様でございます。

委員：これは例えば大雨による時の表面の崩れ、こういうのは何度かありましたが、というご回答の中で張り付け区間の張り芝補修をするということですけど、この吹付芝と張芝補修というのはどういうことですか。

事業者：雨とかで例えば芝が流れた時にですね、もう一回張り直してということをしてますけども、芝がただ表層だけですね、取れたり緑がはがれたりした場合には補修し直しますというのをさせてます。

委員：そういう場合には緑化土のうを積んだりとかで、スタンダードなやり方ですけども、そういう土のうが崩れるような場合があると。そういう場合は一番張芝補修が一番効果的だということですね。

事業者：そうです。あの、露出しますとそこからまたどんどん流れてしまいますので、すぐ修復して緑を張るのが一番流れがいいと思います。

委員：はい。分かりました。これが標準仕様だということによろしいわけですね。通常の仕様ですね。

事業者：通常、はい。

委員：はい、ありがとうございます。それと、23 ページの騒音の調査結果のところでもっと教えていただきたいんですが、表の 5-2 の想定という調査結果というのがございまして、これはまあ市原市さんの姿勢なんだろうけども、左の方に等価騒音レベル、右の方に時間率ということで、L<sub>5</sub>、L<sub>50</sub>、L<sub>95</sub> と書いてあるんですね。このままですと比較

検討するのは難しいですよ、ただ市原市さんのデータとしてはこういう時間率の出ている……、これは6月6日の測定結果、先ほどおっしゃっていましたよね、平成20年の6月6日市原市さんね。これを通常、現在は等価騒音レベルで評価されると思うんですが、これをもう一度ご説明いただけますか。左側が等価騒音レベルで右側が時間率騒音レベル。

事業者：はい。環境基準の方はLeqでの評価になるので、それに直してございます。ただ市原市の基準がL<sub>5</sub>の評価になっているもので、二通りの評価をこういうふうにせざるをえないもので表現してございます。

委員：あの、市原市さんの生活環境保全条例といいますか、通常こういう測定値をお持ちなんじゃないでしょうか。通常今環境基準はLeqで表現されますよね。

事業者：はい。ただ文献になっているのがこれだったものでそれを使用しました。

委員：そうしますとその場所でNo.1の敷地境界線上でLeqを計測された数値を出される。道路際ですから今回問題なのが住居があるところの敷地境界ということなんでしょうけど、これはもしデータがない場合には2か所において実測をされて？というようなことはできないのかなと思います。

事業者：あの、民家での実測をということでございますか。

委員：あの、民家でも実測されていますよね。それから敷地境界での……

事業者：民家では実測してございません。敷地境界で測っているだけで。

委員：あ、敷地境界で測って、このNo.1、No.2……

事業者：すみません。このNo.1、No.2というのは表5-2のですね、等価騒音レベルのNo.1、No.2と書いてあるのと、これは測定地点のやつで、これと図面の方にあるNo.1、No.2とは相関がありません。これは違います。これは表5-2の調査結果の方のNo.1というのは調査地点をNo.1としまして、道路沿道をNo.2としました。ですの敷地境界が計った場所というのはここでは表現がされていないんですが、No.2の民家の北側、図面上でいうと真北、No.2の民家から図面で真上にあがっていただくとちょっと敷地境界の太いラインはちょっと曲がっているかと思います。その曲がっている敷地内、約5m、10mぐらい内側、というふうに思っていて間違いないと思っております。それが敷地境界のNo.1でございます。道路沿道のNo.2というのはこれはあの全くこの場所ではございません。ここの図面ではちょっと表現されてございません。あの、県道沿いでございますので……No.1というのは両方とも二つ付けちゃったんですいません。紛らわしくて恐縮でございます。

委員：あの、24ページの図面の中にあるNo.1、No.2というのがこの表5-2のNo.1、No.2……

事業者：ではないです。それは表5-9にある右下の方の予測地点にあるNo.1、No.2でございます。

委員：これはあの、24ページの図面というのは、表5-9のNo.1、No.2の計測の位置ですね。

事業者：そうです。はい。調査結果の方はこの図面では割愛させていただいています。

委員：あの、大きく変動がないということで……そうしますと予測されてはいるんですが24ページのコンタを拝見しますと、この同心円上に62.5～60.0、57.5というふうにきれいに同心円上に入垂していつているんですが、これはいくつかの土地の勾配ですとか、このコンタみたいに非常に複雑な地形なんですよね。これは何点かを多数の点をとられていると思うが、コンタをひかれている根拠を知りたい

事業者：これは平面的なことだけで高低差は考えてございません。単なる距離減衰だけのコンタ図でございます。

委員：そうですね。でもこれは規定がないとこういう誤解を招きませんかでしょうか。

事業者：はい。むしろ高さを表現しますとですね、No.1、No.2の民家のところはですね、実は高さ的にいくと160m位ですかね、処分場よりも低い位置にあるもので逆に騒音値は下がってしまうことになるんですけど、わたしどものやつはすみません、高さを考慮できないもので、平面ですんでこの図表に平面でのコンタという表現をさせていただいております。

委員：そうですね。でないと誤解が生じますよね。

事業者：はい。

委員：はい、分かりました。それからですねちょっとすみません。長くなりますが、低騒音型の機器を導入されるということ、一部導入されているわけですよね。これはあの、どの程度の効果がございませうか。現状のもので。今よりうるさくなるってことはないってことですよね。

事業者：はあ、まあ……。

委員：ただですね、こういう場合はどうなのか、とちょっと思ったんですが、バックホウ……予測されている時に4種類位の機器が……。

事業者：わたしどもの、20ページに表現しております。

委員：20ページの例えば表の1-2の埋め立て作業を行う機械で、油圧のシャベル、バックホウが2台、それから履带式ローダっていうんですか、これが1台で、次のなんとかコンパクト、これ1台。例えばこれがですね、同時に4台稼働するなんてことは作業の手順として考えていますか。

事業者：あの、一般的じゃないんですけど、今予測上はそれを全部4台一遍に動かした状態で今評価してございます。

委員：あ、そうですか。

事業者：あのバックホウが2台いっぺんに動いているというのはあんまりないんですよ。それからダンプして積み下ろしたら、バックホウ1台で平らに均しながら、均し終わったところから、次にこのローダとかコンパクトで叩いていくというやつなんで、まあいっぺんにじゃなくて、おろして横にやって、ならした時にバックホウが逆に止まったら、ローダーをかけるという作業になるんですが、今予測しているのは全部いっぺんに稼働した状態でいうことで推測しております。

委員：いっぺんに稼働するときレベルはどれくらいを考慮おられるんですか。

事業者：すみません。これはこの中に入っていないのでこれは後ほど……

委員：以前送ってくださったこの申請書のファイルの中では、最悪の状態を計算してみましたら大体 114 dB くらいになりそうなんですよ。パワーレベルはですね。ですがその初期設定が……。

事業者：ええとですね、原単位がですね、この報告書のインデックス 10 の 31 ページ

委員：そうですね。31 ページのバックホウの表の 5-8 ですよね。バックホウの原単位 106.4 dB で、例えば 2 台稼働するとしたら 3 dB、109.4 dB になりますよね。そのあとその下の 2 台が 110 で同時に出るとすると 113 dB になりますから、これは全部 4 台が一度に稼働した、まあ考えられるとすると、約 114 dB くらいになりますよね。それをもとに予測されていますか。

事業者：はい、そうです。

委員：ああそうですか。では安全側に考慮されているということですか。

事業者：はい、そういう方向で全稼働ということでやっております。

委員：はい、分かりました。結構です。ありがとうございました。

委員：では〇〇委員いかがですか。

委員：はい。今回の事業。営業中の最終処分場を埋立容量、埋め立て面積を増加させる事業ですね、調査結果を見ても大気質については特に問題はないと思います。私、感じましたのは、例えばこの規模の施設が新設ということで考えてみますと、一応千葉県環境許可条例の十分対象になるものですから、しっかり生活環境影響調査をして、それから周辺の住民の方からの苦情とか、そういうのもないようですので、引き続きそういう管理をしていただければ大気質に関しては特に問題はないと判断しております。以上です。

委員：どうですかね。〇〇委員

委員：まず、悪臭のことで聞かせていただきたいんですけども、測定されたことがないということで、臭気指数が夏 11 あったということで、これ敷地境界に近い所に民家があるような感じであるんですが、苦情とかそういったことはあるんでしょうか。それを聞かせて下さい。

事業者：実際に苦情はございません。あの、弊社の方で年に 1 回住民の方、まあずっとやっておりますので、年に 1 回住民の方を呼んでですね、案内をして、事業説明を全部しております。その際何かあるとお話されるんですけども、基本的には臭いに関してというのはございません。

委員：それからですね。一番下の埋め立て面から上までですね、約 100m くらい高低差があるんですけども、一番下の方の堰堤、これはその変位とかそういうのは現段階で見受けられないんでしょうかね。表面が何というかちょっと変質したとかそういったのはお聞きしたんですが、表面などはどちらかというところでもいいんですけど、一番下の方の堰堤はどういうふうですかね。

事業者：すいません。現状の現況地盤の方に盤膨れだとか何か変位が生じているというふうには全く認識していないんですけど、それらは私どもは起きていないというふうに認識しております。ただあの、現況盛りたてたときにですね、じゃあ現況地盤に対して変位

がないのかどうかの検討を一応行ってございます。それについてちょっとご説明させていただきます。今、地図概況でお話したと思いますけれども、現状の今の廃棄物の基礎地盤となるのが万田野層というところになります。埋め立て造成計画上で切り取りをしまして、この地盤が表層部全部とっばらって残った、残ったというか万田野層が、その上に廃棄物が盛りたてられるという状況でそれの一応基礎地盤の安定検討ということで行いました。一応、今、万田野層の露出してきているものが、N値が50以上ということですので、これをここに盛りたて約70m。その上載荷重としまして、それに対して基礎地盤がどうかということで、国土交通省の告示です、地盤の許容支持力の算定というのがありますので、その部分、その告示の式を使いまして、許容支持力を算定しております。許容支持力としまして、 $1380\text{kN/m}^2$ 。それから地震時で  $2084\text{kN/m}^2$  ということで、それに対して上載荷重としまして  $1073\text{kN/m}^2$ 、それから地震時としましては、これに設計水平震度の0.2の半分鉛直震度としてかかると算定して  $1180\text{kN/m}^2$  ということです。この結果を見ても十分安全率1.0とれていきますので問題ないと考えております。

委員：分かりました。私はそちらの専門じゃないものですから専門の委員に評価していただきますが、何となく堰堤がですね、100mくらい積み上げるには、ぱっと見た図面からするとちょっと貧弱なんじゃないかなという感じもしてまして、大丈夫かなというのが率直な疑問です。まあこれは後ほどまたお話いただければいいと思うんですけど……それから景観がどうなるかということについてわたくしがお聞きしたんですけども、上の方と合わせるから平たくなるような感じもあるんですけど、何か写真も少ないものからイメージがつかめないんです。ですから現状と、将来のイメージが分かるようにしていただければいいと思うんですが、特段あの大きなものは山になるという感じではないですから良いような気もしますけども、ちょっと写真とでどういうふうになるのかイメージを示していただきたいというふうに思います。それから地下水の方ですね。まあ流水方向は分るんですけども、今住民の方々が一番心配されているのは安定型処分場では地下水汚染があるんじゃないかというところなんですね。それでまあご説明のようによりしっかり展開検査されたり、その結果持ち帰っていただけるものはしっかり持ち帰っていただいているようですので比較的安心ではあるんですけども、少しBODとかCOD汚れがあるようですので、このあたりについてはもう少し受け入れ検査していただければというふうに思います。それから受け入れるときは、受け入れる前になるだけそういったものを受け入れないと、そういう方針で事業を進めていただければというふうに思います。だいたいそういったところですが、先程水質についてはナトリウム、マグネシウム、そういったところご説明いただきましたけどBODとかCODなんかお考えがあるようでしたらご説明いただきたいんですけども。

委員：ちょっと私の方から、時間もだいぶ押し迫っていますので多分各委員の質問は即答できない部分、あるいは資料を探さないといけない部分もあると思いますので、即答できる部分だけお答えいただいて、持ち帰っていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。では〇〇委員いかがですか。

委員：はい。では、自主管理基準という項目ですけども、ダイオキシンが記載してありまして、私が質問したんですけども、こうしてお聞きしているとどうもいろいろ勘違いなさっているんじゃないかなと思ってまして、まず自主管理搬入の手引の中に、インデックス 16 になりますかね、5 ページ目に分析項目、自主管理基準これを（水質環境基準）と書くからこういう質問をしてしまうわけですけども、しかもダイオキシンという項目に 1 ナノグラムという、まあ含有量基準のことを 1 とか 3 とか並べてるものですから、想定してるんだなとは思ったんですが、ちょっと意地悪くピコグラムの間違いじゃないんですかという質問をいたしました。これはあの、埋め立てた時のリスク、溶けた雨水などから溶け出すリスクということで溶出試験をする。で、その溶出試験の値というのは水質環境基準を準用するという考え方に至っています。ここに並んでいるのはダイオキシン以外全部その溶けだした、溶けだすかもしれない水質のことを言っているんですね。そうすると自主管理基準という中で、そんな溶出試験なんてするんですかという質問が逆に出てきます。ですからそういうものをここに基準にもってくること自体がとんちんかんな事だというのがひとつ私の指摘です。ですから簡易に受け入れの際に分析をするのであれば、もっと簡単なことで、しかも溶出試験など多分おやりにならないでしょうから、溶出試験などに頼らない、なにか簡易なものを基準としてもってくるのが筋なんだろうなというふうに思います。いや、溶出試験をやるというならいいんですよ。拍手したいぐらいですけども、そういうことは恐らくやらないでしょうから。それからそうするとですね、リスクの考え方としては、土壤の汚染の場合を準用すれば重金属の項目については簡易有用基準を持ってくるべきだろうと思います。ですからそのあたりをちゃんと整理して自主管理基準という考え方で、簡易にやるなら簡易、そういう方向でやればいいし、きちんとやるならそれなりの事を基準を設けるべきだと、この辺があのうまく整理なさった方がいいのでは。そういった事がこの部分に関する私の意見です。それから後は受け入れの際に自動車の搬入車の洗車をすることになるんですか？ちょっと気になったんですが、量的に少ないからさほど言及しないのかちょっとそのあたりをご回答ください。

事業者：あの、洗車排水というよりは通常あのダンプが通る時に、だいたい 20 センチくらいの水の層があって、場内舗装されていけませんので、泥を落とすぐらいの程度の、通ってタイヤが洗われるというイメージなんです。その水については 20 センチくらいですから通常あの雨水槽にということですよ。

委員：じゃあその雨水槽で、洗車排水は雨水と一緒になるということですね。それは雨水排水ということでどうなるんですか。水処理でそのままどこか……。

事業者：調整池のほうへ排出しております。

委員：その調整池の水というのは定期的に試験はするんですか。

事業者：試験はしてないですけど、No.4、今の洗車排水のものはですね、事務所の付近の水と一緒にあってですね、今の 5 工区の調整池に放流されています。その調整池のすぐ下流端に No.4 という観測井戸が今新設されてございます。で、この調整池の浸透係数は 2.



$4 \times 10^{-3}$ 位、1.  $24 \times 10^{-3}$ の地盤でございます。

委員：ということは結果的には観測井戸の水質を定期的にチェックすることで影響を抑えているというそういう理解なんですね。

事業者：そういうことです。

委員：はい。分かりました。以上です。

委員：〇〇委員いかがですか。

委員：えっと、〇〇委員も懸念されていた件なんですけども、土堰堤ののり面の変状についてですが、どういう場合にどの程度の変状がどこに起こったのか、これは週一回の巡回点検を行っているということですので、写真のような形のもので記録があるならば、きちっとお示しいただきたい。変状の現れ方によっては、とにかく45m、これ以上嵩上げするわけですので、応力的な観点からするとかなり厳しいものを感じられるんです。これはあの、何人かの委員の方からのご指摘のように、非常に重要なポイントではないかと感じています。ひとつ宜しくお願い致します。それからあと、そこらあたりを安心して下さいという形において、締め固め管理を行っていますということですが、26t級のブルドーザーを使って、本当に土堰堤の土羽の部分ブルドーザーで、規定通りの繰り返し走行を行うことができるんですか。とにかく、現位置密度試験を行って、密度がこういうふうになっていると、そういう証拠があればよろしいのですが。

委員：この点については非常に重要な点だろうと思いますので、今すぐに資料が出なければですね、次回までにきちっとした答えをいただくことでいかがですか。

委員：はい。

委員：他に……事業者さんはよろしいですか、それで。

事業者：はい。

委員：廃棄物の密度試験結果ですが、これまでの結果が  $12.1 \text{ k N/m}^3$  で今回が  $14.7 \text{ k N/m}^3$  になっています。密度は、安定計算上の重要なパラメーターですけれども、今日お聞きして少しまた心配が募ってまいりました。と申しますのは、廃棄物の密度が増大すると斜面の安定性はかなり厳しくなると考えられます。特に地震時の安全率が1.0をちょっと上回る程度のことになっているわけですから、受け入れの廃棄物によっては1.0を切るような状況が十分考えられます。それを見越した上で安定計算をしておかないと、計算の意味がないことになりませんか。ですから14.7の数値を採用したということは、その内容物をきちっと精査しての安全計算に繋げないといけないのではと考える次第です。

委員：そのあたりの新しい考え方、それからその根拠たるものは次回に示していただきたい。

委員：それからもうひとつ、CD試験を行っておりますが、せん断試験前のB値はいくつでしたか。支持力の評価も分からない。何を根拠にしてやるとこうなるんですか。

委員：ええとよろしいでしょうか。〇〇委員の質問内容についてですね、次回までに精査していただきたいというふうに思います。では〇〇委員お願いします。

委員：私あの、受け入れ基準のところ質問させていただいたのですが、これきちっと

した目視検査、展開検査の4ページ目にフローがあって、非常に良いことだと思います。展開検査、これ何かこう、今のご質問ですともう一度資料を持ってきていただければと思うんで、これも写真のようなもので、実際どうやっているかというのを見せていただきたい。非常に少ない不具合数量ですが不適合のものは非常に少ないということなのですが、今あのこういう質問したのは、やっぱり受け入れ事業者さんも慣れてくると、東京都さんで私ニュースよく見てないんでその後どうなったかわからないんですけども水銀が出てきたりとかということで、まあ持ってくる方も悪く見れば、あの手この手でやってくると思うんですね、あのこれからそういうのが出てくると。で、そういうことで実際検査が一番大切だと思いますので、もし写真があれば。あとこういう不適合がわずかなのですが、例えば同じ事業者さんに何回かあった場合にはこう、注意勧告ができるのかそういうことはできないんですか。あの、システムとして、仕組みとしてちょっと答えとしてやっぱりちょっとあの、少しずつ改善してくるべきだなというふうに思っているんですが。

事業者：はい、今あのお話がありましたように、展開検査、これはまあ、した写真ございますので次回までには提出したいと思いますので。あとあの、こちらの結果リターンなんですけども、報告書というものを写真を撮って、こういうのもありましたよというふうに排出事業者に渡さないで、排出事業者は、自分たちはないよ、ということになってきますので、下した状況の写真を撮って、それで返却するようにしてます。一番多いのは解体なんかで出てくる大きいもの。例えば冷蔵庫そのままダンプに積み込んでくるですとか、ベットをそのままくるとか、そういうものはありますので、そういうものは載せ替えですとか。あの、明らかにわかるもの、そういうものを中心に返してます。

委員：一応そういう仕組みはあるんですね。

事業者：はい、ございます。報告書の方も、ちゃんとリターンとして返すようにしてます。

委員：それはちょっと実情が分らないんですけども、持ってくる事業者はお客さんなんですけど、それはもう杉田建材さんだけじゃなくて、全ての埋立事業者さんがやれば問題ないと思いますけども、それはできるんですか。これからじゃあそういうこともっと、もう何度も何度もそういうことがあった場合には受け入れませんか、そういうことはできるわけですか。

事業者：あの、何度も何度もあるとですね、やはり先方も入れなくなってきました。やはりあのダンプで下してですね、それを荷物つまれて次の仕事に行けないんで、自然とそのお客さんは……次行けなくなっちゃうので、こなくなるようになります。

委員：分かりました。じゃあ検査が一番そこが、そこでやるしかないんですね、水際といますか。

事業者：はい。展開してみないと分らない状況でございます。

委員：展開っていうのは目視と、どうせまた写真を持ってきていただけるんでしょうけど、目視っていうのは全く見れる。

事業者：目視っていうのはトラックスケールが乗っかっている時に、その上に梯子台みたいなものがございまして、そこにシートを開けて、上で一回チェックします。これは大

体量のチェックをするのですけども、表面的にしか見えないんで、あとは展開検査場でダンプアップさせると、全部出ますんで、重機で平にしてですね、何か目に見えるような異物があれば拾って、というようなことをやっております。

委員：分かりました。すみません。これは直接埋め立てとは関係ないんですけど、ちょっと教えていただきたいんですが、この4ページのA3の資料のサーマルリサイクルということで、あのそれは非常に良いことだと思うんですが、ちょっとこれ単に興味だけの質問で申し訳ないんですが時間がないところで。これあれですか、廃棄物の焼却施設で何かスチームタービンか何かついているのですか。

事業者：あの、おっしゃるとおりで、一台はサーマルセンターの方でですね、約850度のガスを排熱ボイラーで回収しまして、その蒸気を使って電気ではなく、その蒸気タービンでエネルギーにして誘引ファンとか各駆動を回しています。

委員：電気代をまかなっているわけですね。買電をできるだけ少なくするために、サーマルリサイクルですね。

事業者：〇〇につきましては、廃棄物発電施設で大体3000世帯分くらい1950kwの売電をしております。こちらの方も熱発電をして、その余熱を利用して茗荷という農作物を作っておりますので、熱を完全に使っているようなサイクルでございます。

委員：分かりました。焼却って書いてあるので、ただの焼却だとサーマルリサイクル拡大解釈というか、ちょっと無茶があるなと思ったんですけどの位があるんですか。

事業者：そうですね、市原サーマルセンターが100t/dayで〇〇も同じ100t/dayになります。

委員：ああ、分かりました。以上です。

委員：よろしいでしょうか。だいぶ時間が参ってますので、このあたりで委員の方の質問、意見等を打ち切りたいと思いますが、私のほうから一言だけ。10<sup>-3</sup>オーダーの透水係数ですので、安定型であると言いながらも、結構その、例えば瀬戸物の釉薬ですか、そのあたりがじわりじわりと出ていくというようなことが起こりかねないという事もあります。そのあたりを十分監視できるような、同じ安定型のものだから良いというだけではないと言うことを見ておいていただきたい。そういう仕組みっていうんですかね、そういうものをもう一度確認していただきたい。では、だいたい皆様の意見が出尽くしたようです。また本日の事業者のご回答に対して、新たな質問等出るかと思えます。そういうものも併せて次の時間にお話しいただくことにしたいと思えます。一応本日の意見は出尽くしたということで、このあたりで事業者の方は退出をお願いしたいと思います。

#### 【審議結果】

再審議となった。

#### (2) 有限会社柏廃材処理センターの焼却施設の状況について

野田市南部工業団地に設置されている有限会社柏廃材処理センターの焼却施設の現在の状況について報告がなされた。